

**平成27年度下野市  
ごみ減量化ポスター  
コンテスト開催**

市のごみ減量化を促進するため、市民のごみ処理に対する関心を高め、一人ひとりの日常生活を見直し、さらなるごみ減量化と環境への負担が少ない地域づくりを目指し、小中学生のポスターを募集します。

○応募作品の部門及び題材

**部門**

- ・小学校低学年の部  
(1～3年生)
- ・小学校高学年の部  
(4～6年生)
- ・中学校の部

**題材**

使用済み小型家電回収事業を題材としたポスターとする

**提出方法**

各学校へ提出してください。ただし、市外に通学している児童・生徒は、環境課(国分寺庁舎2階)まで郵送または持参してください。

**応募締切**

9月10日(木)

**表彰**

- 各部とも
- 最優秀賞 1点
- 優秀賞 2点
- 佳作 5点以内
- 参加賞 応募者全員
- その他

応募作品の著作権は市のものとし、入賞作品はごみ減量化推進のためのPRに使用します。

※詳しくは、ポスターコンテスト実施要領(環境課で配付しています)をご覧ください。

**ごみを出す時は  
ルールを守って!**

ごみステーションは、利用者の協力や当番さんのご苦労によってきれいに保たれています。ルールを守ってステーションを清潔に保ちましょう。

**このごみ、どうやって  
出したらいいの?**

**Q 暑い季節、臭いが気になる生ごみ。ごみに出す際の工夫は?**

**A** 生ごみはステーションまで持っていくのも重くて大変。しかも汁だれや臭

いが気になります。生ごみは70%が水分と言われています。水切りをすることで、重さや臭いの悩みが解決できます。生ごみを捨てる際には、よく水分を切るようにしましょう。

また、市では、ごみの減量化と生ごみ対策として生ごみ処理機の利用を推奨しています。生ごみ処理機は、清潔、簡単、手間いらず!とても便利です。

生ごみ処理機を設置した場合には設置費の2分の1、20,000円の限度で補助金が交付されます。詳しくは環境課までお問い合わせください。

**野焼きは  
違法行為です!**

自宅の敷地内を含む野外でのごみの焼却行為(野焼き)は違法行為です。

一部の例外を除き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

違反した場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円(法人は3億円)以下の

罰金またはこれらの併科に処せられます。

また、例外に該当する場合でも、周辺環境への悪影響が認められるときには直接指導に伺い、行為を中止していただくこともあります。

ごみは焼却せず、きちんと分別してごみステーションにお出しください。

**守ってください!!  
飼いのモラルとマナー**

**習性等を理解し最後まで責任を持つて!**

動物はそれぞれその種類に応じた生態、習慣、生理をもちます。飼い方などについて正しい知識をもち、健康・安全に気を配り「にこい」「鳴き声」等がご近所の迷惑にならないよう、最後まで愛情と責任をもって飼養しましょう。

**危害や迷惑の発生を防止  
しましょう**

散歩中の「ふん」などは、近隣の生活環境を悪化させないよう必ず持ち帰り、適切な方法で処分しましょう。

また、しつけや訓練をして、他人に危害を加えたり

鳴き声などで迷惑をかけるようにしましょう。

**むやみに繁殖  
させないで!**

むやみに繁殖させてしまうと、一匹一匹を適正に飼養できなくなる場合があります。きちんと飼養できるように管理しましょう。

**所有者を  
明らかにしましょう!**

連絡先がわかる名札(標識)を付けましょう。また、犬を飼っている方は、訪問者にわかりやすい場所に犬を飼っている旨の表示をしておきましょう。

**動物を飼っている  
すべての飼い主の方へ**

周囲の人たちから理解を得られるよう、飼い主は責任と自覚をもって動物を飼いましょう。

誰もが動物好きとはかぎりません。ルールを守らない飼い方はだれもが不快に感じます。近隣や周囲の人に迷惑をかけることなく、楽しく快適にペットと暮らしましょう。